

自由にものを言いたい
監視されたくない
わたしたちは犯罪者？



「もの言う」自由を守る会

ニュース 臨時号

2024年4月15日

〒503-0906 岐阜県大垣市室町2-25
弁護士法人ぎふコラボ西濃法律事務所内
大垣警察市民監視違憲訴訟の勝利をめざす

「もの言う」自由を守る会
<https://monoiujiyu-ogakijimdoofree.com/>
☎0584(81)5105 fax0584(74)8613



大垣警察市民監視違憲訴訟 5・16 控訴審判決 名古屋高裁に結集を！

大垣警察市民監視違憲訴訟は、5月16日に名古屋高裁で控訴審判決を迎えます。

一審判決は、情報提供を違法と断じ、人格権としてのプライバシーに対する悪質な侵害であることを認めて、被告岐阜県に対して各原告に55万円の損害賠償を支払うよう命じました。しかし情報収集については「必要性があったことは否定できない」と容認し、情報抹消請求は門前払いしました。一審原告らは控訴しました。被告側は、控訴審でも事実認否を拒否し、まともな主張もしませんでした。高裁判決は、情報収集の違法性に踏み込むことが期待できます。5月16日には、是非、名古屋高裁に足をお運び下さい！

【署名を提出しました】

お願いしていた判決に向けた署名。150を超える団体署名が集まりました。第1次集約分として、個人署名とともに、名古屋高裁に提出しました。ご協力に感謝いたします。団体署名

は数名のグループも大歓迎です。連休明けに、また名古屋高裁に送りますので、至急、事務局までお届け下さい。

【闘いは続いています】

控訴審判決がどんなものでも、被告側は上告します。闘いは最高裁へと続きます。

裁判所の中の闘いとどまりません。秘密保護法強行成立から10年余りの間に、共謀罪法や重要土地調査規制法が成立し、今国会では秘密保護法を民間に大きく広げる経済安保版秘密保護法が押し通されようとしています。政府が警察を使って市民を監視し、言論を封じ込めようとするその先には戦時体制が待っています。

こうした情勢だからこそ、公安警察活動に法の網をかけ、「もの言う」自由を守り抜く運動として、この裁判を積極的に闘っていきたくと考えています。一緒に闘っていきましょう！

今後とも、皆さまのご支援をよろしく願いたします。

《判決当日のご案内》

日時：2024年5月16日(木) 15時20分

場所：名古屋高等裁判所1号法廷

14:40～ 裁判所前集会

15:20～ 判決、旗出し+門前集会

その後、桜華会館(桜花の間)にて報告集会

※1 傍聴抽選になる可能性もありますが、判決言い渡しの時間は長くないので、抽選に外れた方は、裁判所前にて「旗出し」をお待ち下さい。

※2 西濃(大垣)及び岐阜市内からマイクロバスを出す予定です。

お問合せ・お申込は 小倉(090-6761-3952)まで。